

おかげさまで受験者数30,000人突破! 今話題の人気検定

第6回

マイナンバー実務検定

TVCM 放映中!



資格をとるなら
「全情協」



平成28年6月5日(日) 実施

申込期間:平成28年4月28日(木) まで

要対策 不適正な取扱いには罰則 総務・人事・経理・管理職等に管理義務

実施概要

第6回:平成28年6月5日(日)

3級 10:00~11:15

2級 14:00~15:45

1級 10:00~12:15

「1級と2級」または「3級と2級」は同日の併願が可能です。

また、午後開催の2級は同日午前開催の
個人情報保護士認定試験
と併願が可能です。

受験料: 3級 6,000円(税抜)

2級 8,000円(税抜)

1級 10,000円(税抜)

※試験を10名以上同時に申し込まれます
と割引価格がご利用いただけます。
詳しくは当協会までお問合せください。

実施会場

全国主要都市で開催! ※実施会場はホームページをご覧ください。

東京大学・青山学院大学など38会場で実施

【北海道・東北・北陸】
札幌・仙台・郡山
新潟・金沢

【関東】
東京・町田・横浜
藤沢・宇都宮・前橋
さいたま・千葉・松戸
茨城

【中部】
静岡・浜松・名古屋
三河・岐阜・津

【関西】
大阪・京阪・堺
京都・滋賀・奈良・神戸

【中国・四国】
岡山・広島・高松

【九州・沖縄】
福岡・小倉・大分
熊本・鹿児島・沖縄

※会場によっては期日前に申込み受付を
締切ることがございます。ご了承ください。

マイナンバー制度施行 情報漏えいを防ぐ個人情報保護のスペシャリスト
第43回 個人情報保護士認定試験



試験日時
平成28年6月5日(日)
10:00~12:45

受験料
10,000円(税抜)



お申込み方法

当協会ホームページまでお申込み下さい。
<http://www.my-number.or.jp/>
※試験と「マイナンバー制度 理解・対策セミナー」を
同時申込できます。

当協会の同日開催の試験はこちらから
お申込み下さい。
<http://www.joho-gakushu.or.jp/>

参考書籍・ビデオ講座は
情報学習新聞社(アット・インダス株式会社)にて
お買い求めいただけます。
<http://www.joho-gakushu.com/>

民間ではこんな部署の方に
必要となります

- ・企業の人事、総務、経理、庶務の方
- ・社会保障、税務関連のお仕事をされる方
- ・企業の情報管理者

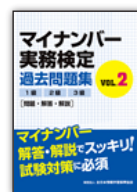
行政分野ではこんな方に
必要となります

- ・行政機関、地方公共団体、独立行政
法人で個人番号利用事務に携わる方
- ・個人番号関係事務を行う方

おすすめ参考書籍



マイナンバー利用と保護に関する
実務知識が身に付く!
(財)全日本情報学習振興協会 監修
マイナンバー実務検定
公式テキスト
¥2,500 (税抜)



第2回各級の全問題を掲載
各問題に詳しい解説付
マイナンバー実務検定
過去問題集 VOL.2
1級・2級・3級
¥1,800 (税抜)

ビデオ講座発売中! 裏面をご覧ください



マイナンバー管理士 認定申請受付中!

マイナンバー実務検定1級及び個人情報保護士認定試験の
合格者を対象に『マイナンバー管理士』の申請が始まりました。
詳しくはホームページをご覧ください。

試験についてのお問合せは

03-5276-0030



一般財団法人

全日本情報学習振興協会

後援: 産経新聞社 角川アスキー総合研究所
協力: 辰巳法律研究所

東京都千代田区三崎町3-7-12 清話会ビル5F
TEL:03-5276-0030 FAX:03-5276-0551
E-Mail:joho@joho-gakushu.or.jp
<http://www.joho-gakushu.or.jp/>

マイナンバー制度がいよいよスタートし、様々な分野で利用が始まります。

ですが、マイナンバーの不適切な利用には懲役もしくは罰金が定められており、さらに適正な取扱いが求められます。

民間では、総務、人事、経理、管理職の方々が健康保険や労働保険、源泉徴収関係などで個人番号関係事務に携わることになります。

また、行政機関における個人番号利用事務では、さらに厳正な取扱いが求められます。

マイナンバーの取扱い実務は国民に必須の知識であり、マイナンバー実務検定はこれからの個人番号管理にはなくてはならない資格になります。

1項	個人番号利用事務 いわゆる、「別表第一」
2項	個人番号利用事務 いわゆる、条例による「独自利用」
3項	個人番号関係事務 (給与・厚生関連業務・法定調書関連業務)
4項	激甚災害への対処での利用
5項	19条11号から14号までのいずれかに該当して 特定個人情報の提供を受けた場合の利用

個人番号利用事務実施者
(行政機関、自治体等、
民間企業の健保、
企業年金等の担当部署等)

個人番号関係事務実施者
(自治体等及び民間企業の給与
法定調書作成に係る
担当部署、金融機関等)

左記の第3項の個人番号関係事務において、具体的には給与・労働保険・健康保険などの業務に携わる下記の部署及び情報管理をされる方々に必須になります。



戸籍事務
旅券事務
預貯金付番
(口座の名義人の特定・
現況確認等に係る事務)
医療分野(管理・連携等に係る事務)
自動車の登録に係る事務 など



※平成27年12月現在、予定とされているものになります。

※1級のサンプル問題はホームページをご覧ください。

第3回マイナンバー実務検定より抜粋

問題1. 死者の個人番号は、番号法における「個人番号」に含まれる。
ア. 正しい イ. 誤っている

問題2. 以下のアからエまでの記述のうち、個人番号を利用することができる場合を1つ選びなさい。
ア. 事業者が、従業員の個人情報を検索するために個人番号を利用する場合。
イ. 事業者が、顧客の購買情報を検索するために個人番号を利用する場合。
ウ. 捜査機関が、前科・前歴情報を検索するために個人番号を利用する場合。
エ. 行政機関が、税の賦課徴収の目的で、所得情報を検索するために個人番号を利用する場合。

解答【 1-ア 2-エ 】

第3回マイナンバー実務検定より抜粋

問題1. 番号法1条には、番号法の目的が規定されている。この番号法の1条に関する以下のアからエまでの記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

ア. 国民が、手続の簡素化による負担の軽減、本人確認の簡易な手段その他の利便性の向上を得られるようにすることが規定されている。

イ. 行政分野におけるより公正な給付と負担の確保を図ることが規定されている。

ウ. 行政運営における危険性の排除を図ることが規定されている。

エ. 個人番号その他の特定個人情報の取扱いが安全かつ適正に行われるよう行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法及び個人情報保護法の特例を定めることが規定されている。

問題2. 番号法2条は、さまざまな用語の定義を規定している。この定義に関する以下のアからエまでの記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

ア. 番号法2条における「本人」とは、個人番号によって識別される特定の個人をいう。

イ. 番号法2条における「個人番号カード」とは、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号その他政令で定める事項が記載され、本人の写真が表示され、かつ、これらの事項その他総務省令で定める事項が電磁的方法により記録されたカードであって、これらの事項を閲覧し、又は改変する権限を有する者以外の者による閲覧又は改変を防止するために必要なものとして総務省令で定める措置が講じられたものをいう。

ウ. 番号法2条における「特定個人情報」とは、個人番号をその内容に含む個人情報をいうが、ここでいう「個人番号」には、個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号は含まれない。

エ. 番号法2条における「特定個人情報ファイル」とは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。

解答【 1-ウ 2-ウ 】

★は1級のみ出題

試験内容	3級	1・2級		
	■ 番号法の成立の経緯・背景 ■ 番号法の概要 ■ 個人と番号法 ■ 民間企業と番号法 ■ 地方公共団体・行政機関・独立行政法人等と番号法 ■ 番号法のこれから ■ 罰則 ■ 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編） ■ 関連法令等	■ 番号法の背景・概要 ■ 第1章 総則 ■ 第2章 個人番号 ■ 第3章 個人番号カード ■ 第4章第1節 特定個人情報の提供の制限等 ■ 第4章第2節 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供 ■ 第5章 特定個人情報の保護 ■ 第6章 特定個人情報保護委員会 ■ 第7章 法人番号 ■ 第8章 雑則 ■ 第9章 罰則 ■ 附則 ■ 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編） ★ 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体編） ★ 金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン ■ 関連法令等		
	合格基準	3級:80%以上	2級:80%以上	1級:80%以上
	試験時間	3級:60分	2級:90分	1級:120分
	受験料	3級:6,000円（税抜）	2級:8,000円（税抜）	1級:10,000円（税抜）

※本リーフレットは、協会ホームページよりPDFにてダウンロード頂くことができます。社内回覧などにご利用下さい。

一般財団法人

全日本情報学習振興協会
<http://www.joho-gakushu.or.jp/>

東京都千代田区三崎町3-7-12 清話会ビル5F
TEL:03-5276-0030 FAX:03-5276-0551
E-Mail: ipho@ipho-gakushu.or.jp